



2023年5月19日

各位



## 「経営者保証に関する取組方針」の制定について

株式会社十六銀行（頭取 石黒 明秀、以下「当行」といいます。）は、経営者保証に過度に依存しない融資の一層の促進をはかるため、「経営者保証に関する取組方針」を制定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

これまで「経営者保証に関するガイドライン」に基づき誠実に対応するよう努めておりましたが、今回の取組方針の制定により、従来以上に事業の理解に基づくご融資やコンサルティング機能の発揮により、お客さまのさらなる成長や地域社会の発展に向けて取り組んでまいります。

記

### 1. 制定日

2023年5月19日（金）

### 2. 経営者保証に関する取組方針

別紙のとおり

以上

【本件ご照会先：経営企画部 広報・IR室 TEL 058-266-2511】

## 経営者保証に関する取組方針

株式会社十六銀行（以下「当行」といいます。）は、「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）の趣旨・内容を踏まえ、ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備して、金融仲介機能の発揮および金融円滑化の促進に向け、真摯に取り組みます。

### 基本方針

ご融資に際しては、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨・内容を踏まえ、経営状況や成長可能性などを適切に評価し、必要と判断した場合は、経営者保証の受入れを検討します。

#### 1. ガイドラインに基づく誠実な検討

ご融資に際しては、お客さまにおけるガイドラインの要件（①法人と経営者の一体性解消、②財務基盤の強化、③経営の透明性の確保）の充足状況等に加え、経営状況や成長可能性などを適切に評価（事業性評価）し、誠実に検討します。経営者保証が必要と判断した場合は、ガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な保証金額、代替的な融資手法の活用を検討します。

#### 2. 丁寧な説明

経営者保証を受け入れる場合は、保証契約締結の必要性（どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか）、および保証契約解除の可能性（どのような改善をはかれば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか）を丁寧に説明します。説明の際には、お客さまの状況に応じ、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すなどして、理解と納得が得られるよう努めます。

#### 3. 既存保証契約の見直し

お客さまから既存保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、改めて保証の必要性や適切な保証種類や保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

#### 4. 保証債務整理への対応

お客さまから保証債務整理のお申出があった場合や、当行が保証履行を請求せざるを得ない状況の場合には、一律に保証金額の全額に対して請求を行うのではなく、お客さまの資産状況などを勘案したうえで、履行請求の範囲を検討します。

#### 5. 事業承継時の対応

お客さまの事業承継時において、原則として、前経営者と後継者の双方から二重で経営者保証を求めることはしません。例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、事業承継時は、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、保証の必要性を改めて検討します。

以上